

---

---

橋本周辺広域ごみ処理場  
第3期長期包括運営管理業務委託事業  
募集要項等に関する質問への回答

---

---

令和4年9月15日

橋本周辺広域市町村圏組合

## 橋本周辺広域ごみ処理場 第3期長期包括運営管理業務委託事業 募集要項等に関する質問への回答

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
1	募集要項	13	第5章 1 事業者選定の流れ	☒ 事業者選定の流れで、参加した業者すべての提出した価格提案書が上限価格を超えて失格となった場合、事業者の選定はどのようになるのでしょうか。ご教示をお願いいたします。	現時点では想定していません。
2	募集要項	25	別紙1 リスク分担表 (共通, 制度・法令)	プラスチックに係る資源循環の促進法に関する法律等により、現施設の改造や作業の追加が発生した場合の費用等について現時点で想定は難しく、組合様のリスク対象として、ご対応いただくと理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。状況に応じて協議を行います。
3	募集要項	25	別紙1 リスク分担表 (共通, 不可抗力)	感染症について、民間事業者が適切に予防対策等を行っているにも関わらず、クラスター等が発生して、施設の運営継続に支障をきたす場合は、不可抗力の対象としていただきたくお願いいたします。	お見込みのとおりです。要求水準書P. 51に記載の民間事業者が策定する事業継続計画（BCP）にも反映させていただきます。
4	募集要項	25	別紙1 リスク分担表 (共通, 不可抗力)	戦争など想定外の事象の発生により、設備の部品や薬品の調達に困難になり、施設の運営継続に支障をきたす場合は、不可抗力の対象としていただきたくお願いいたします。	基本的にはお見込みのとおりです。但し、戦争等想定外の事象に起因する調達遅延・困難が発生する場合は想定し、要求水準書で求める事業継続計画（BCP）に準じて、民間事業者が予め取り得る対応を含めて、対応策について協議するものとします。
5	募集要項	25	別紙1 リスク分担表 (運営維持管理段階, ごみ量、ごみ質変動)	搬入する一般廃棄物等のごみ量、ごみ質が契約に規定する以上に著しく変動した場合（民間事業者が発生した一定以上の増加費用を負担）と記されています。コスト増大リスクの負担とはどのようなケースがあるのでしょうか、具体的にご教示お願いいたします。 上記に対応する為の増員や残業・夜間・休日対応等を行った場合の費用は、組合様でご負担いただけると理解でよろしいでしょうか。また、ごみ量・ごみ質の変動により発生した機器トラブル等の対応につきましても同様に、組合様の費用負担で対応いただけると理解してよろしいでしょうか。	例えば災害等や他の自治体からの依頼による廃棄物処理の発生等が想定されます。 要求水準書等に示すごみ量・ごみ質の範囲を著しく逸脱する場合は協議を行うこととします。 ごみ量の変動費用については変動費により対応し、ごみ質の変動については、変動費単価をご提案いただいた上で協議を想定しています。
6	募集要項	25	別紙1 リスク分担表 (運営維持管理段階, 維持管理運営コストの増大・運営停止によるごみ処理量未達)	搬入する一般廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大リスクにつきまして、民間事業者の注意義務とは、どのようなことを指すのでしょうか？ また搬入者（一般持ち込み・許可業者）に関する搬入物のトラブル対応に組合様の協力をいただけるのでしょうか。	前段については、善良なる管理者の注意義務をもって対応していただくことを指します。 後段については、トラブルが生じた場合、まず民間事業者が対応するものとし、必要に応じて組合が対応します。
7	募集要項	25	別紙1 リスク分担表 (運営維持管理段階, 施設損傷)	事故、火災等による施設損傷の修復等にかかるコスト増大リスクについて、民間事業者の責による場合のみリスクを所掌するとの理解でよろしいでしょうか。民間事業者の責に帰さない場合は、組合様でご対応いただくと理解してよろしいでしょうか。	善良なる管理者の注意義務をもって対応し、民間事業者の責に帰さない事由であれば、お見込みのとおりです。

橋本周辺広域ごみ処理場 第3期長期包括運営管理業務委託事業 募集要項等に関する質問への回答

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
8	募集要項	26	別紙1 リスク分担表 (運営維持管理段階, 環境保全)	施設の運営に伴って発生した有害物質の排出や、周辺環境の悪化及び規制基準の不適合による改修や賠償について、民間事業者の責による場合のみリスクを所掌するとの理解でよろしいでしょうか。民間事業者の責に帰さない場合は、組合様をご対応いただくと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	募集要項	25 26	別紙1 リスク分担表 (注2))	【物価変動】 注2に「物価変動については、一定程度（運営業務に関しては±1.5%を想定）までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本組合が負担する。」とありますが、近年の戦争や感染症など予測不可能な事象により、特定の資機材・薬品等が急騰した場合、事業契約書（案）別紙8.2「委託料の改訂（物価変動に基づく改定）」にある「改訂に用いる指標が実態に整合していない」に該当するとの事由により、事業契約書（案）P36.2委託料の改訂にある当該年度の算定期間平均値に関わらず急騰品目に係る費用負担について協議しご負担いただくと認識でよろしいでしょうか。	協議に該当するかを検討したうえで協議します。
10	募集要項	25	別紙1 リスク分担表 (運営維持管理段階, 維持管理運営コスト増大・運営停止によるごみ処理量未達)	搬入する一般廃棄物に処理不適物が混入していた場合（民間事業者の注意義務違反の場合を除く）のコスト増大については組合様をご対応いただく事となっておりますが、具体的にどのような場合が該当するのでしょうか。 処理不適物の混入が多く、民間事業者から組合様へ是正をお願いし、組合様から市民へ呼びかけ等を行っているにもかかわらず、混入量が改善しない現状です。 このような状況により施設のトラブルにつながった場合のリスクを全て民間事業者だけで対応することは難しく、組合様にもご協力頂きたくお願いいたします。 また、リチウムイオン電池のような処理不適物が年々増加し、配置人員の増員（提案書に記載する）や設備の増設等が必要になる場合も、このリスクに類するとことからこの費用について組合様でご負担頂くと理解でよろしいでしょうか。	前段については、例として、悪意を持った者が大量に処理不適物を搬入し、それによって施設の停止を招くような故障・損傷等が生じる場合などが考えられます。 中2段については、民間事業者にて搬入者への注意を行った上で、なお改善しない場合はお見込みのとおりです。 後段については、民間事業者の知見により適切な対応をご提案ください。
11	事業契約書（案）、 事業契約約款	5	第5条, 1	受注者は必要な協力をを行うものとする。とありますが、同規約, 4条第5項にも記載する通り受注者の責めに帰さない場合の対応により、この協力により発生する費用は、組合様にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	状況に応じて協議するものとします。

橋本周辺広域ごみ処理場 第3期長期包括運営管理業務委託事業 募集要項等に関する質問への回答

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
12	事業契約書(案), 事業契約約款	8	第13条, 5	本施設の補修、運営事業の改善要件として、処理量の低下との記載がありますが、この処理低下とは具体的にどのような場合を想定されていますか。量などの基準もあれば併せてご教示ください。	何らかの事由による故障等の発生による運転停止の発生、運転日数の計画外の減少による処理量の低下等が想定されますが、これらに限りません。なお、処理量の低下に係る量的な基準等は想定していません。
13	事業契約書(案), 事業契約約款	8	第14条, 2	「ごみの搬入により収納した手数料を速やかに納めなければならない」とありますが、土日祝も受領対応していただくとの理解でよろしいでしょうか。 一般住民の方からの受託者では回答しづらいお問い合わせ(収集関連等)が多く、この調査に時間を要してしまい回答に後れを取ってしまうことから、組合様の方でも即座に対応できる体制を土日祝日を含め構築いただけないでしょうか。	前段について、閉庁日に直接搬入者と金銭の収受があった場合は民間事業者の責任で適切に保管し、当該閉庁日の翌開庁日に納めて頂ければ結構です。 後段について、閉庁日の住民からの問い合わせに関しては民間事業者で適切に対応するものとし、民間事業者側で対応が難しい事案については翌開庁日に組合に報告してください。なお、この場合、民間事業者の責を問えないクレーム等については、民間事業者の接遇に不備がある場合を除き、民間事業者の責を問いません。 現在の第2期長期包括運営管理業務委託業務では緊急連絡体制を構築しており、第3期長期包括運営管理業務委託業務でも特に緊急を要する事案については、同様の対応とします。
14	事業契約書(案), 事業契約約款	10	(適正処理) 第17条, 6	これまでの運営期間中に持ち込まれる搬入物において、搬入ルールが守られていない状態がある中で不適物(特に施設の火災に起因する物)の完全な分別・選別・ガス抜きは極めて困難だと判断いたします。この努力義務により適正に分別・選別・ガス抜きを行っているにもかかわらず火災等が発生し本施設に損害等があった場合は受注者はこの責を免れるものとしていただけないでしょうか。	民間事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしたと認められる場合においてはお見込みのとおりです。
15	事業契約書(案), 事業契約約款	12	第25条, 項1	「環境保全基準を遵守できない場合において、その原因が本施設の設計・施工上の契約不適合でないときは・・・」とありますが、契約不適合でなくとも本施設の持つべき性能と乖離がある場合、また、それらが要求水準書から読み取ることが困難であり、受注後に事象が発覚した場合は、受注者が管理できるものではありません。この場合は組合様で費用負担を含めご対応いただくとの理解でよろしいでしょうか。	民間事業者の責に帰さないことが確認された場合に限り、お見込みのとおりです。
16	事業契約書(案)	26	別紙1 2, 維持管理業務範囲概要1, (ハード面)	表 維持管理業務範囲概要では受注者欄に○がある場合であっても、本事業に直接関係する法令変更があった場合は、別紙12, 法令変更の表①に記載のとおり発注者の費用負担によりご対応いただくとの認識でよろしいでしょうか。	事業契約書(案) P.21 第46条に記載のとおりとします。

橋本周辺広域ごみ処理場 第3期長期包括運営管理業務委託事業 募集要項等に関する質問への回答

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
17	事業契約書(案)	27	別紙1 2 維持管理業務範囲,表 維持管理業務範囲概要2,(ソフト面)	住民対応について基本的に民間事業者の委託範囲と位置づけられておりますが、あくまでごみ処理場の設置及び地域住民へのごみ処分という公共サービスを提供する主体は組合様であることから、この対応は「基本的発注者の業務範囲」としていただけないでしょうか。 また現状も、一般住民の方からの受託者では回答のしづらいようなお問い合わせ(収集関連等)が多く、この調査に時間を要してしまい一般住民の方への回答に後れを取ってしまうことから、即座にご対応いただける体制を土日祝日を含め構築いただけないでしょうか。	前段については、原文のままとします。 後段についてはNo. 13の回答を参照してください。
18	事業契約書(案)	28	別紙2 第5条2項関係	世界情勢等により、施工企業へ発注が不可欠な特定部品において納期が遅れる事象が見受けられます。このような状況が続けば、本施設の運營業務に支障をきたす可能性もあります。組合様から施工企業に特定部品の調達を確実に履行するよう指示を頂くとともに、このような状況で施設停止等の事象が発生する場合は、受注者での対応が困難なことから、不可抗力に該当するとの認識でよろしいでしょうか。	組合は、本施設の施工企業との間で特定部品の供給に関する協定を締結しております。 昨今の世界情勢等を踏まえ、部品等の供給の遅れ等による施設運転への影響が生じた場合には、状況に応じた対応を協議するものとします。なお、当該事象が不可抗力と解される事象により生じたと認められる場合は事業契約書(案)第47条第1項但し書きにより、民間事業者は損害を最小限にするよう努力することとしている点にご留意ください。 併せ、No. 4の回答もご参照ください。
19	事業契約約款	32	別紙6 (第13条第4項関係)	「排ガスの測定結果が基準値に達していない場合、受注者は、直ちに本施設の運営を停止しなければならない。」とありますが、P. 1(定義)第1条(2)には「本施設とは、ごみ処理施設、リサイクル施設及びその他付帯施設を総称するという。」とされています。 基準値未達の場合には、搬入受入れから処理物搬出までを含む施設の運営の一切を停止するのでしょうか。 別紙6の表内の判定方法も含め、「本施設の運営を停止」とあるのは、「直ちに当該焼却炉(のみ)を停止する。」と理解してよろしいでしょうか。	お示しの「民間事業者は、直ちに本施設の運営を停止しなければならない。」を「民間事業者は、直ちに焼却施設の運転を停止しなければならない。」と変更します。
20	事業契約書(案)	36	別紙8 ,2 委託料の改訂(物価変動に基づく改訂)	第3期長期包括委託事業の委託料の改訂について、対象費用の固定費、変動費の各項目に対して各改訂指数と基準値との差が1.5%を超える場合には改訂をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	改訂指標を設定している各対象費用毎に見直しを行います。
21	要求水準書	0	一部内容変更について	前回の公募について社会情勢により金額の見直しを行うとの公告中止理由であったと思いますが、要求水準書の内容につきましても変更されているような箇所が見受けられます。物価変動をご考慮頂き一部業務内容縮小を頂いたものと考えますが、これ以外に起因するものがありましたらご教示いただきたくお願いいたします。	本事業者選定の再開にあたり、提案限度額の再設定および事業内容を明確化するため募集要項等の文言を修正しています。但し、ご質問にある「一部業務内容縮小」の意図はありません。本事業内容については、募集要項等を再度ご確認ください。

橋本周辺広域ごみ処理場 第3期長期包括運営管理業務委託事業 募集要項等に関する質問への回答

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
22	要求水準書	2	1. (3)表1.1.1 ごみ焼却施設⑥	令和4年4月21日公表の要求水準書では完全クローズドシステムとなっておりますが、今回令和4年8月10日付で公表あった要求水準書ではクローズドシステムへ変更されております。仕様の変更があったものと想定いたしますが、この意図についてご教示ください。	組合と民間事業者の「完全クローズドシステム」の認識の差を考慮したため変更しました。
23	要求水準書	3	(6) 乖離請求期間	要求水準書等に記載のない事項により性能が満たせない事象が発生した時に、乖離期間中に復帰が難しく、乖離期間後も性能が満たせない場合は機器の停止若しくは、修繕・改造・維持にかかる費用は組合様負担でよろしいでしょうか。また、この事由で機器停止による基準値等を満たせない場合は受託者の責は免責されるのでしょうか。また当初設計の不備等により乖離が明らかになった場合は本項に定める受託者に責がないことから乖離期間に関わらず指摘できるものと認識でよろしいでしょうか。	費用負担を含め、改善に向けた協議を行うことにより決定することとします。
24	要求水準書	4	2, (1), イ 性能保証	本施設の設計不備等に該当するような設備機器があった場合の修繕・改造・維持等にかかる費用は、組合様負担でご対応いただく、もしくは民間事業者の維持管理所掌外との認識でよろしいでしょうか。これが起因する機器停止により基準値等を満たせない場合、受託者は免責されるのでしょうか。	費用負担を含め、改善に向けた協議を行うことにより決定することとします。
25	要求水準書	8	1.2. (16)	④煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度は4時間平均値ですが、排ガス基準値未達による停止基準としての一酸化炭素濃度は1時間平均値であると理解してよろしいでしょうか。この場合、事業契約書(案)32頁、別紙6の表に記載する一酸化炭素濃度基準値も同様の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	要求水準書	9 10	表1.2.3 再利用水の水質基準	表内<生活環境項目>、<有害項目>の項目及び放流基準については、一般排水基準の許容限度を基準としているという認識で良いでしょうか。この基準値の選定にあたっての法令等をご教示願います。	水質汚濁防止法に基づく排水基準です。
27	要求水準書	13	1章, (19), 車両	令和4年4月21日公表の要求水準書では「貸与」となっていますが、「既設車両に加え…必要な車両を用意すること」と変更された理由についてご教示ください。また、現在組合様が所有されている車両については無償でご貸与いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	民間事業者の維持管理範囲に車両・重機が含まれ、かつ、所有権は組合にあることを明確にするために変更しました。なお、現在組合で所有している車両は適切な維持管理をすることで無償貸与します。
28	要求水準書	15	3, (5), ウ	建物等の…継続使用に支障がない程度の軽度な汚損・劣化(通常の経年変化によるものを含む)を除く。とありますが、建物等について受託者の責めに帰すべき事由でない汚損・劣化(経年によるもの)については、事業終了時以外であっても受託者の補修対象外という認識で良いでしょうか。	本事業の要求水準の範囲を逸脱すると解されるものについてはお見込みのとおりです。

橋本周辺広域ごみ処理場 第3期長期包括運営管理業務委託事業 募集要項等に関する質問への回答

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
29	要求水準書	15	3, (5), ウ	事業終了時の引渡条件として項目ウに記載するところ建築物等の主要構造物. . . を除くとありますが、 ①本項に記載する建物等の主要構造部・設備・機器と記載がございますが主要とは具体的にどのような構造部・設備・機器を指すのでしょうか。 ②建物等の主要構造部に大きな損傷がとありますが、仮に損傷があった場合も概ね1年間継続して本施設を使用することに支障のない状態であれば引き渡し条件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	①要求水準書添付資料1に示す維持管理業務範囲を参照してください。 ②事業終了時の引渡条件に示す全ての項目を満たす必要があるため、大きな損傷があった場合は引渡条件を満たしていません。
30	要求水準書	17	1, (3), イ	ボイラー・タービン主任技術者：民間事業者は、民間事業者において経済産業省に届け出る事務手続き及び設備管理が出来る有資格者を選任し配置すること。また、当施設の保安規定に基づき、代務者1名を民間事業者から選任すること。とありますが、発注者のBT選任技術者の代務者との認識でよろしいでしょうか。また、有資格者と代務者の兼務は可能でしょうか。	現在は組合において本施設のボイラー・タービン主任技術者を配置していますが、本事業においては民間事業者が本施設のボイラー・タービン主任技術者を配置してください。 加えて、保安規程に基づき、代務者1名を配置してください。
31	要求水準書	18	3, (3)	民間事業者は…問題がある場合は組合と協議の上、施設の改善を行うこと。とありますが、その問題が施設の設計・施工上の不適合に起因する場合等、受注者の責めに帰すべき事由でない場合の費用負担は発注者という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、施設の設計・施工上の不適合に起因して、民間事業者の防火管理上の日常点検・定期点検等の実施における問題が発生した場合、民間事業者の責めに帰すべき事由でなければ民間事業者の負担となります。
32	要求水準書	20	1, (1) 受付管理	排出地域の確認につきまして、具体的な確認方法をご教示ください。	搬入時の聞き取りを想定しています。
33	要求水準書	21	2, (2) 運営条件	年間運転日数280日/炉以上とあります。本施設は竣工から13年以上経過していることから、安定操業を継続するため、補修工事等の内容により炉の稼働を停止しなければならない場合があると想定いたします。このような必要不可欠な対応により運転日数が280日/炉を満たせなかった場合は、ご了承をいただけないでしょうか。また、搬入量の減少に伴い年間運転日数280日/炉以上が確保できない場合も同様にご了承いただきたくお願いいたします。	原則280日/炉の運転をしていただきますが、滞りなくごみを処理する上での補修工事等による計画的な場合やごみ搬入量の著しい減少があった場合には協議の上了承する場合がございます。
34	要求水準書	23	2, (4), イ	パッカー車（委託・許可業者等）から分別されていないごみが搬入された場合の指導は、組合様が立会い、受注者が協力する体制で実施し、指導をしても改善されない場合は、組合から業者へご指導頂けないでしょうか。	指導は民間事業者が行います。改善が見られなくても指導を継続していただきます。併せて、民間事業者より報告を受けて組合から構成市町等に対する指導等を依頼します。
35	要求水準書	23	2, (4), カ	直接搬入者による事故等による機器の破損. . . 原則として民間事業者が主体となって対応を行う。との記載がありますが、民間事業者が誘導等の適切な対応を行っているにもかかわらず、発生した機器の修繕費等については組合様でご対応いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	「募集要項P.25（別紙1）のリスク分担表」に記載のとおり、第三者による施設の破損に伴うコストは組合負担となります。ただし、各種対応窓口は、基本的に民間事業者とします。

橋本周辺広域ごみ処理場 第3期長期包括運営管理業務委託事業 募集要項等に関する質問への回答

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
36	要求水準書	23	2, (4), キ	「組合の指示した時期・内容に従い展開検査を実施し、報告すること。」と記されています。人員配置等が必要になりますので、実施回数、内容についてご教示をお願い申し上げます。	焼却施設（可燃ごみ）年6回、リサイクル施設（その他プラ）年2回、内容は、不適物の計量・比率算出及び写真撮影を予定しています。
37	要求水準書	23	2, (4), キ	組合様の指示した時期・内容に従い展開検査を実施し、報告することとありますが、この報告を行った後の搬入者への指導等の対応内容は民間事業者にもフィードバックいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	民間事業者と共有することが必要と思われる事項については、民間事業者にその内容をお知らせします。
38	要求水準書	33	1, (6), ア	「民間事業者は、当施設の「保安規定」、(中略)追加・修正がある場合には、民間事業者が修正し、組合の承認を得ること。」とありますが、組合様の承認を得れば組合制定の保安規定を民間事業者が修正しても良いと理解してよろしいでしょうか。	民間事業者において、最新の法令に合うように保安規程等を修正し、組合の承認を得ることとします。
39	要求水準書	35	表4.1.2	No.17に記載する飛灰重金属含有・溶出測定については、要求水準書に記載のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに大阪湾フェニックス受入基準をクリアすれば本要件を満たすものと認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	要求水準書	36	1, (8), ア	維持管理業務に含まれる補修更新とは、... 施設の基本性能を維持するために必要な設備・機器の修繕や更新である。とありますが、性能を維持するための部分的な修繕及び部品交換との認識でよろしいでしょうか。	部分的な修繕及び部品交換に限らず、運営期間内の基本性能維持のために必要な各補修・更新は、民間事業者にて計画し実施してください。 併せNo. 41の回答を参照してください。
41	要求水準書	36	1, (10), エ, ④	令和4年4月21日公表の要求水準書では大規模補修の記載がございましたが、本要求水準書ではこの記載について削除されています。この変更された経緯も含め、大規模補修については組合様も発生しないと想定されており、これが発生する場合は民間事業者の所掌範囲ではないとの認識でよろしいでしょうか。	「基幹改良工事」との混同を避けるため、記載を変更しました。 本施設の基本性能を維持するために必要な点検・整備・補修・更新等を行い、かつ、民間事業者の責に帰す事由がない場合は協議することとします。 なお、いわゆる基幹改良工事等については、本業務終了後、本施設の使用が可能な場合は別途組合で発注を想定しております。
42	要求水準書	37	1, (10), オ	民間事業者の責に帰さない不可抗力の損傷等は、組合様で補修して頂けるという認識でよろしいでしょうか。	民間事業者の責に帰さない認められたものについては、事業契約書（案）別紙13の「不可抗力の場合の追加費用の負担割合」の規定によります。
43	要求水準書	37	1, (10), カ	民間事業者の責に帰さない不可抗力による損傷等の補修で発生する廃棄物等は、組合様で処理して頂けるという認識でよろしいでしょうか。	不可抗力による損傷等の補修で発生する廃棄物等の処分費用は、事業契約書（案）別紙13の「不可抗力の場合の追加費用の負担割合」で規定する「追加費用」に含みます。
44	要求水準書	37	1(11)施設の保全	「適切な修理交換等を行なうこと」とありますが、法令変更に伴い、各企業が生産を中止している場合は契約書第46条及び別紙12に従い、費用負担は発注者という認識でよろしいでしょうか。	協議を行うものとしします。



橋本周辺広域ごみ処理場 第3期長期包括運営管理業務委託事業 募集要項等に関する質問への回答

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
45	要求水準書	37 40	1, (10) 補修の実施 2, (10)	補修の範囲とは表4.1.3および表4.2.3の範囲として考えてよろしいでしょうか。	補修の範囲は、表4.3.4も含まれます。
46	要求水準書	37	2, (10) 表4.1.3 定期整備	令和4年4月21日公表の要求水準書では表4.1.3内に「原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう」と記載ありましたが、本要求水準書ではその記載が無くなっています。この意図についてご教示ください。	固定資産の増加を伴う定期点検整備が想定できなかったため削除しました。
47	要求水準書	37	2, (10) 表4.1.3 更生修理	上記とは違い、「原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう」が削除されています。すなわち、大規模補修は受注者の範囲外との理解でよろしいでしょうか。	分解のみに限定しないため、変更を行いました。後段についてはNo.41の回答を参照してください。
48	要求水準書	37	2, (10) 表4.1.3 ※(注釈)	(建築物を含む)が追記されていますが、継続使用に支障がない程度の軽微な汚損・劣化(経年変化)は対象外という事でよろしいでしょうか。	建築設備についても補修範囲であることを明確にするため変更しました。お示しの軽微な汚損・劣化(経年変化)については、本施設の外觀上の配慮を加味した上で補修していただく場合も考えられます。
49	要求水準書	38	1, (14)改良保全	「民間事業者は…協議することが出来る。」と記載されていますが、費用負担についても協議し組合様が了承いただければご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、費用負担についても協議することができるものとします。
50	要求水準書	40	2, (10), エ, ④	令和4年4月21日公表の要求水準書では大規模補修の記載がございましたが、本要求水準書ではこの記載について削除されています。この変更された経緯も含め、大規模補修については組合様も発生しないと想定されており、これが発生する場合は民間事業者の所掌範囲ではないとの認識でよろしいでしょうか。	No.41の回答を参照してください。
51	要求水準書	40	2, (10), オ	民間事業者の責に帰さない不可抗力の損傷等は、組合様の所掌で補修して頂けるという認識でよろしいでしょうか。	No.42の回答を参照してください。
52	要求水準書	40	2, (10), カ	民間事業者の責に帰さない不可抗力による損傷等の補修で発生する廃棄物等は、組合様で処理して頂けるという認識でよろしいでしょうか。	No.43の回答を参照してください。
53	要求水準書	41	2, (10) 表4.2.3 定期整備	令和4年4月21日公表の要求水準書では表4.1.3内に「原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう」と記載ありましたが、本要求水準書ではその記載が無くなっています。この意図についてご教示ください。	No.46の回答を参照してください。
54	要求水準書	41	2, (10) 表4.2.3 定期整備	上記とは違い、「原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう」が削除されています。すなわち、大規模補修は受注者の範囲外との理解でよろしいでしょうか。	No.47の回答を参照してください。

橋本周辺広域ごみ処理場 第3期長期包括運営管理業務委託事業 募集要項等に関する質問への回答

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
55	要求水準書	41	2, (10) 表4.2.3 定期整備	(建築物を含む)が追記されていますが、15頁, (5), 事業終了時の引き渡し条件ウ並びにエに記載するとおり、継続使用に支障がない程度の軽微な汚損・劣化(経年変化)は対象外という認識でよろしいでしょうか。	No. 48の回答を参照してください。
56	要求水準書	41	2, (11)施設の保全	適切な修理交換等を行なうこと。とありますが、法令変更に伴い、各企業が生産を中止している場合は契約書第46条及び別紙12に従い、費用負担は発注者という認識でよろしいでしょうか。	協議を行うものとします。
57	要求水準書	41	2(14)改良保全	要求水準書内には「…協議することが出来る。」と記載されています。費用負担についても協議し組合様が了承いただければご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	No. 49の回答を参照してください。
58	要求水準書	45	2, (10) 表4.2.3 定期整備	令和4年4月21日公表の要求水準書では表4.1.3内に「原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう」と記載がありましたが、本要求水準書ではその記載が無くなっています。固定資産台帳の増加を含むような大規模な補修は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 46の回答を参照してください。
59	要求水準書	45	2, (10) 表4.2.3 定期整備	上記とは違い、「原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう」が削除されています。固定資産の増加を伴うような大規模補修は受注者の範疇ではないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 47の回答を参照してください。
60	要求水準書	45	2, (10) 表4.2.3 定期整備	(建築物を含む)が追記されていますが、継続使用に支障がない程度の軽微な汚損・劣化(経年変化)は対象外という事でよろしいでしょうか。	No. 48の回答を参照してください。
61	要求水準書	45	3, (10), オ	民間事業者の責に帰さない不可抗力の損傷等は、組合様で補修して頂けるという認識でよろしいでしょうか。	No. 42の回答を参照してください。
62	要求水準書	45	3, (10), カ	民間事業者の責に帰さない不可抗力による損傷等の補修で発生する廃棄物等は、組合様で処理して頂けるという事でよろしいでしょうか。	No. 43の回答を参照してください。
63	要求水準書	45	3, (11)施設の保全	適切な修理交換等を行なうこと。とありますが、法令変更に伴い、各企業が生産を中止している場合は契約書第46条及び別紙12に従い、費用負担は発注者という認識でよろしいでしょうか。	No. 56の回答を参照してください。
64	要求水準書	45	3, (12), ウ	管理業務の対象範囲は第2期長期包括運営管理業務と同等という認識でよろしいでしょうか。	その他付帯施設の維持管理業務範囲は要求水準書P. 42、表4.3.1に示しています。
65	要求水準書	46	(14)改良保全	前回質問へのご回答で「検討協力のみならず、民間事業者からの積極的な提案を期待しております。」とありましたが、要求水準書内には「…協議することが出来る。」と記載されていますので費用負担についても協議という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

橋本周辺広域ごみ処理場 第3期長期包括運営管理業務委託事業 募集要項等に関する質問への回答

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
66	要求水準書	48	第6章, 2 資源化の支援	資源化回収物の回収方法やごみ分類の変更による、作業の追加や機器の導入及び改良が必要となった場合の増加費用は、組合様のご負担と理解してよろしいでしょうか。	協議を行うものとします。
67	要求水準書	53	第9章, 4(2)	『運営期間終了時の本件施設の現状の確認において、イ本件施設の耐用度、ウ事業継続に係る経済的評価』について、実施方針等に関する質問・意見への回答No.19では、指標、確認方法について民間事業者にて想定してくださいとの回答がありました。 本施設の事業終了時には民間事業者が想定した指標、確認方法で提出すればよろしいでしょうか。	指標、確認方法については、運営期間中において民間事業者と協議により定めることとします。
68	要求水準書	54	表 維持管理業務範囲概要1	第2期長期包括では、管理棟事務室の時計等も建築設備とのご依頼により交換させていただいておりましたが、建築設備の線引きが難しいことから管理棟事務室内の建築設備にあたる品目をご教示願います。	管理棟事務室内の時計等の備品は交換を依頼しません。 管理棟の事務室以外の備品等については民間事業者において交換する必要があります。 なお、建物とは建築基準法で言う建築物のことで「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むもの」ですがこの場合は建築設備を除くものです。 建築設備は建物に付随する空気調和・換気設備（空調（熱源・空気調和器・配管・ダクト・自動制御）・換気・排煙）、給排水・衛生設備（消火設備含む）、電気設備、昇降機設備を指します。
69	要求水準書	55	添付資料 1 維持管理業務範囲概要 2 ソフト面	施設の補修・施設の更新が民間事業者への委託範囲ですが、施設の大規模補修及び更新は要求水準書にも記載が無いことから民間事業者の所掌範囲外との認識でよろしいでしょうか。	No. 41の回答を参照してください。
70	要求水準書	55	添付資料 1 維持管理業務範囲概要 2 ソフト面	第三者による損害補償については民間事業者の責に帰す場合のみ対応するとの理解しております。このことから本表に記載する第三者に対する損害賠償並びに第三者による損害賠償は組合様の所掌として○、もしくは△へ変更いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。ご質問の箇所は帰責性について記載しているわけではありません。

橋本周辺広域ごみ処理場 第3期長期包括運営管理業務委託事業 募集要項等に関する質問への回答

No.	資料名	頁	項目	質問事項	回答
71	要求水準書	55	添付資料 1 維持管理業務範囲概要 2 ソフト面	<p>住民対応について基本的に民間事業者の委託範囲と位置づけられておりますが、あくまでごみ処理場の設置及び地域住民へのごみ処分という公共サービスを提供する主体は組合様であることから、この対応は「基本的発注者の業務範囲」としていただけないでしょうか。</p> <p>また現状も、一般住民の方からの受託者では回答のしづらいようなお問い合わせ（収集関連等）が多く、この調査に時間を要してしまい一般住民の方への回答に遅れを取ってしまうことから、即座にご対応いただける体制を土日祝日を含め構築いただけないでしょうか。</p>	<p>前段については、要求水準書第9章「2 住民対応」に規定するとおりです。但し、例えば、本施設の存在自体に対する反対意見やごみの収集区分に係る意見等、民間事業者の責を問えない事項への対応は組合の所掌となります。このような事項があった場合は組合に報告してください。但し、この場合でも接遇に不備がある場合は民間事業者の責を問うことも想定されますのでご留意ください。</p> <p>後段についてはNo. 13の回答を参照してください。</p>
72	要求水準書	72	添付資料10	<p>添付資料10, 項2, プラットホームの表にある灰色塗箇所について、基準値の10分の1を下限値とすればよいと認識しております。しかし本記載の数値は10分の1よりさらに低い下限値が記載されております。この場合、本項に記載する定量下限値を参考値へ修正頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>原文のとおりとします。</p>
73	要求水準書	73	添付資料10	<p>規制基準について、本施設は2号規制基準対象施設となり、排出口においては13物質の測定で要件を満たすものと認識しておりますが、煙突の測定項目において13物質ではなく22物質測定しなければならない理由についてご教示ください。</p>	<p>原文のとおりとします。</p>
74	要求水準書	73	添付資料10	<p>添付資料10, 項3, 煙突の表の灰色塗箇所について、基準値の10分の1の下限値とすればよいと認識しております。この場合、本項に記載する定量下限値を参考値へ修正頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>原文のとおりとします。</p>